

((((技術・行政情報))))

わが国でも始まった柔軟性措置に関する検討

1998年12月に採択された京都議定書に書かれている柔軟性措置に関するわが国政府での検討が始まった。柔軟性措置とは所謂排出権取引、共同実施（先進国間の共同実施）、クリーン開発メカニズム（CDM、途上国での共同実施）のことをいう。京都議定書にはこれらの柔軟性措置の細かな内容が書かれていないため具体的な運用方式のあり方をめぐって通産省、および環境庁がそれぞれ委員会を設けて検討を行なった結果がこのほど公表された。通産省の検討結果は「排出権取引・共同実施／CDMの論点整理」（中間報告）、環境庁は「京都議定書・国際制度検討会」中間報告として公表された。（このうち通産省の報告についてはネット上でも入手することが出来る。（http://www.mri.co.jp/frame/f_what.html））

ここでは主に小生も取り纏めに関与した通産省の検討結果について概要を報告する。通産省報告では排出権取引および共同実施・CDMそれぞれについてわが国の視点からどのような論点があるかについて検討されている。

1. 排出権取引

排出権取引については国際制度のあり方、国内制度のあり方について下記の項目について論点整理がなされている。

1.1 国際制度

国際制度に関しては排出権の性格、取引主体、取引記録、取引ルールのあり方、共同実施、CDMクレジットの関係について論点が整理されている。排出権の性格は排出権を政府が発行する債権または金券のような物と考えるかによって、その取扱いが変化していく点を整理している。取引主体については国（付属書B国）、および民間の市場への参加資格について議論がされている。国については削減目標を有する付属書B国が参加資格を持つわけであるが、国として条約上のルールを守らない国についての取扱いがポイントとなる。また、民間の参加については基本的に制限を設けることなく自由に参加を認めるべきと言う立場が記されてい

る。これは市場の育成という観点からは幅広い民間の参加が望ましいという判断による。取引記録に関してはどのような情報が記録されるべきであるかについての考え方方が示されている。ここには市場の透明性の確保と市場の活性化とのバランスが問題となるが、報告書では市場の活性化を促すと言う観点から最低限必要となる情報を記録していく立場が記されている。

取引ルールのあり方については国際的に見ても未だ意見の分かれることもある。具体的には、排出権取引で売り手側が排出削減目標を達成できなかった場合取引された排出権の扱いをどう考えるかと言う問題である。一つの考え方方は取引での売り手側にペナルティを負わせる（例えば、罰金や将来排出量からのボーリング等）事により不遵守問題を対処して取引自体是有効とすると言うもの（売り手責任論）、もう一つは買い手側にも責任があるというものでこの場合取引自体も不遵守の度合いに応じた割合を無効とするもの（買い手責任論）である。双方の考え方それぞれにメリット、デメリットがあるため、報告書ではこの点について整理を行なっている。このほか欧州諸国が排出権取引の問題として挙げている、排出権取引による削減量に制限を設けるという提案についての考え方についても論じられている。

1.2 国内制度

国内制度の論点は、排出権取引の参加主体を国と考えるか、民間も含めて考えるかによって分かれてくる。参加主体が国だけである場合は国際的な市場でわが国政府が排出権を取得するための財源の確保が課題となる。民間企業も取引市場に参加する場合は財源確保の問題は解消されるが、排出権取引制度導入に必要となる民間への割当方法が大きな課題となる。（民間が排出権取引に参加するには、排出量が目標に対して超過している或いは目標をクリアしていると言う状態を判断するガイドラインが必要となる。）但し、民間への割当論議には産業界から燃料の配給制度に繋がり統制経済である、割当基準の設定が困難であるといった様々な意見が寄せられ、排出権取引制度がわが国において

((((技術・行政情報)))))

も未だなじみの無い制度である一面を見ることが出来た。民間への割当の問題を考えるには割当方法（既得権方式かオークション方式か）、割当先（誰に割当を行なうか）が大きな課題であり、報告書ではそれぞれの課題が整理されている。また、移行的な措置として例えば自主行動計画と組み合わせた排出権取引と言ったアイデアについても言及されている。

2. 共同実施・CDM共同実施

CDMは排出権取引に比べると、京都議定書に制度の概要が記述されており、また既に共同実施活動（AIJ）を通じてある程度の経験をつんでいるため、基本的なメカニズムにまでたち返った論点整理ではなく、現在までの経験の中で明らかになった問題点への対処方法と言う点に重点を置いた整理がなされている。本稿では共同実施・CDMとも比較的共通の論点が多いため、まとめて整理を行った。共同実施・CDMに関する最大の課題はプロジェクトの実施に至るまでに要

する費用（トランザクションコスト）が大きい事である。このため、トランザクションコスト引下げの為、いくつかのアイデアが提案されており、例えばプロジェクトの認証（ベースラインの設定）について安全サイドに値を算出する標準的なフォーミュラを設けこのフォーミュラによる算出を行うが必要に応じて厳密な評価に基づく算出のオプションを認めると言うものである。このほか京都議定書に書かれている削減措置の追加性をどう考えるか、議定書にあるCDM関連の組織の役割について、等について論点が整理されている。さらに共同実施・CDMを推進するために必要と考えられる国内的な制度について論じられている。

環境庁の報告書は通産省が論点の整理にとどめたのに対し、柔軟性措置について基本的な考え方を整理したものとなっている。

(㈱三菱総合研究所 エネルギー・資源研究部長)

青柳 雅)

他団体ニュース

International Workshop

「社会実験での循環複合体のシステム構築と 環境調和技術の開発」

〔主 催〕科学技術振興事業団戦略的基礎研究推進事業、大阪大学大学院工学研究科

〔開催日〕1999年3月8日(月)～9日(火)

〔会 場〕大阪大学コンベンションセンター

〔問合先〕大阪大学循環工学科盛岡研究室内

循環複合体研究プロジェクト事務局 吉田 登または楠美順理

TEL 06-879-7678 FAX 06-879-7681

E-mail : junkanmg@env. eng. osaka-u. ac. jp

URL : <http://rio.env.eng.osaka-u.ac.jp/ccp/ccp.htm>